⑻　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時点までの期間に、熊本防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

⑿　本工事は技術提案を一括して審査を行うため、本入札公告に記載の複数の工事に参加を希望する場合でも、技術提案は参加を希望する工事に共通なものとし、工事ごとに異なる技術提案をした場合は欠格とする。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の評価項目は、次のアからウとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案

①、②共通

・「関連工事及び周辺工事の実施により混雑する現場環境の中、本工事の円滑な進捗のための工程管理、現場及び周辺の安全対策並びに環境保全についてどのような配慮を行うか。」

・「給排水衛生及び消火設備の施工品質の向上と保守管理に係る配慮について。」

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は40点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　⑴アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、⑴イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

⑶　施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

⑷　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び⑴アからウをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

ウ　落札決定の通知は以下の順番で行う。

②奄美㉙隊庁舎Ｂ等（奄美地区）新設機械工事

①奄美㉙隊庁舎Ａ（奄美地区）新設機械工事

⑸　その他　受注者の責により入札時の⑴の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒862―0901 熊本県熊本市東区東町１－１－11　熊本防衛支局総務課契約審査係　ＴＥＬ096―368―2174（内360）　ＦＡＸ096―368―0512

⑵　入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成29年７月21日から同年10月２日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。平成29年10月２日は午後５時まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター

http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。

文書類：ＰＤＦ（Acrobat９形式以下）

図面類：ＰＤＦ（Acrobat９形式以下）

数量表等：Excel（Ver.2010形式以下）

申請書類：Word（Ver.2010形式以下）又は一太郎（Ver.2011形式以下）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、⑴へ事前にその旨の連絡を入れると共に「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、ＣＤ―Ｒ（未使用に限る。）１枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省のホームページより入手可能である。

⑶　申請書及び技術資料の提出期限等　複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに申請書を提出すること。ただし、技術資料については、参加を希望する何れか１件の工事に添付すればよい。（詳細は入札説明書による。）

ア　提出期限　平成29年８月10日午後５時

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料が３ＭＢを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

⑷　入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成29年９月29日正午

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は⑴に持参又は郵送等により提出する。

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時

①　奄美㉙隊庁舎Ａ（奄美地区）新設機械工事　平成29年10月３日午後１時30分

②　奄美㉙隊庁舎Ｂ等（奄美地区）新設機械工事　平成29年10月３日午前11時30分

イ　場所　熊本防衛支局会議室